

令和4年度（2022年度） 特定教育・保育施設等に おける集団指導説明会

福祉部 福祉指導監査課 法人指導係

はじめに



1. 指導監査について

	認可	確認
根拠	児童福祉法	子ども・子育て支援法
趣旨目的	施設・事業は「 <u>認可基準</u> 」を満たすことで、 <u>保育所・小規模保育事業等を開始できる</u> 。	保育所・小規模保育事業等は利用定員を設定し、「 <u>確認基準</u> 」を満たすことで、 <u>公定価格の給付を受けることができる</u> 。
基準を定めている条例	<u>認可基準（最低基準）</u> <ul style="list-style-type: none">・児童福祉施設（家庭的保育事業等）の設備及び運営に関する基準を定める条例・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例	<u>確認基準</u> 豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例
監査	<u>施設監査</u> 市は保育所等が認可基準を満たしているかをチェックする。	<u>確認監査</u> 市は特定教育・保育施設等が確認基準を満たしているかをチェックする。

確認監査 体系図

対象事業者等

原則として、確認を受けている
全ての施設

指導の目的等

特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育、特例保育及び特定子ども・子育て支援(以下「特定教育・保育等」という。)の質の確保並びに施設型給付費、地域型保育給付費等及び施設等利用の支給並びに業務管理体制の整備の適正化を図る。

集団指導

確認基準、内閣府令の遵守に関し周知徹底を図る必要があると認められる場合に講習会形式で実施

指導方針

指導等は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等(以下「特定教育・保育施設等」という。)に対し、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)法第33条、法第45条及び法第58条の3に定める特定教育・保育施設等の設置者・事業者・提供者の責務、法第34条第2項、第46条第2項及び第58条の4第2項に基づき「豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例(平成26年豊中市条例第49号。以下「確認基準」という。))」、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育、特例保育及び特定子ども・子育て支援施設等の設置者・事業者・提供者の責務、法第34条第2項、第46条第2項及び第58条の4第2項に基づき「豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例(平成26年豊中市条例第49号。以下「確認基準」という。))」、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育、特例保育及び特定子ども・子育て支援施設等の設置者・事業者・提供者の責務、法第34条第2項、第46条第2項及び第58条の4第2項に基づき「豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例(平成26年豊中市条例第49号。以下「確認基準」という。))」

実地指導

法第14条第1項

確認基準、内閣府令の遵守に関して定期的に実地にて実施

適正・

改善

指導

※実施方法については、厚生労働省の通知（指導・監査指針）により内容が変更されることがあります。

集団指導

確認基準、内閣府令の遵守に関し周知徹底を図る必要があると認める場合に講習会形式で実施

実地指導

法第14条第1項

確認基準、内閣府令の遵守に関して定期的に実地にて実施

- (1) 著しい運営基準違反が確認され、当該施設等を利用する小学校就学前子どもの生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
- (2) 施設型給付費等の請求に不正又は著しい不当が認められる場合

適正・概ね適正

改善が必要

結果通知

完了

改善報告

《期限内に改善された》

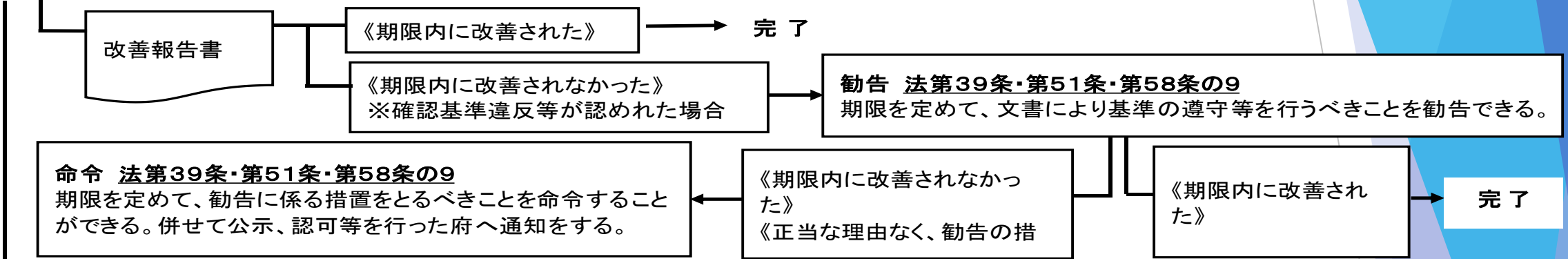
《期限内に改善されなかった》

再指導

度重なる指導を行っても、改善が行われない場合は、監査へ移行

監査 法第38条・第50条・第58条の8

特定教育・保育施設等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該市町村の職員に関係者に対して質問させ、若しくは特定教育・保育施設等その他特定教育・保育施設等の運営に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査(以下「**実地検査等**」という。)を行うものとする。



確認の取消し等 法第40条・第52条・第58条の10

確認基準違反の内容が、法第40条第1項各号、第52条第1項各号及び第58条の10第1項各号(下記参照)のいずれかに該当する場合において、確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。その際は設置者名等を府知事に届けるとともに、公示しなければならない。

- ・法第34条第2項の市の確認基準に従って適正な施設運営をすることができなくなったとき。
- ・法第38条第1項の監査に従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- ・子ども子育て支援法その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。など

命令、確認の取消し等を行おうとする場合は行政手続法第13条第1号各号の規定に基づき**聴聞・弁明の機会**の付与を行わなければならない。

勧告、命令又は確認の取消し等を行った場合において、当該取消し等の基礎となった事実が法第12条に定める偽りその他不正の手段により施設型給付費等を受けた場合に該当すると認めるときは、施設型給付費等の全部又は一部について、同条第1項の規定に基づく**不正利得の徴収(返還金)**として徴収を行う。

2. 令和3年度指導監査の実施状況

- ・令和3年度の実施状況は以下の表のとおりです。
- ・感染症拡大防止の為、指導監査重点項目を絞り、実施してきました。

	所管数	計画数	実施数
保育所	45	45	38
幼保連携型認定こども園	47	47	44
小規模保育事業	15	15	12
事業所内保育事業	1	1	1
認可外保育施設	88	77	62
病児保育事業 (病児対応型)	3	3	3

3. 主な留意事項について

①職員配置

- ・「最低基準」と「配置基準」、両方の基準を遵守する必要があります。

最低基準（認可基準）	配置基準（確認基準）
認可において、 保育をするために必要な最低人数	確認において、 施設の職員配置（雇用）として公定価格上 必要な人数
《根拠法令等》 豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第36条第2項 等	《根拠法令等》 「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（平成28年8月23日 内閣府子ども・子育て本部統括官等通知）」

保育所・事業所内保育事業（利用定員が20人以上）

最低基準（認可基準）	配置基準（確認基準）																								
<p>《年齢別配置基準》</p> <table data-bbox="216 582 963 958"> <tr> <td></td> <td>子ども</td> <td>:</td> <td>保育士</td> </tr> <tr> <td>0歳児</td> <td>3</td> <td>:</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>1歳児</td> <td>5</td> <td>:</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>2歳児</td> <td>6</td> <td>:</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>20</td> <td>:</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>4・5歳児</td> <td>30</td> <td>:</td> <td>1</td> </tr> </table> <p>※3歳児配置改善加算の認定を受けている場合は、3歳児の配置基準は<u>15：1</u>になる。</p> <p>※最低2人以上の配置が必要。</p>		子ども	:	保育士	0歳児	3	:	1	1歳児	5	:	1	2歳児	6	:	1	3歳児	20	:	1	4・5歳児	30	:	1	<p>年齢別配置基準に加えて、</p> <ul data-bbox="1192 706 2346 1043" style="list-style-type: none"> ・利用定員90人以下の施設については1人加配 ・保育標準時間認定を受ける子どもを受け入れる施設については1人加配 ・非常勤保育士を1人配置 <p>※各種加算の認定を受けている場合は、上記に加え、その要件に合わせて配置が必要。</p>
	子ども	:	保育士																						
0歳児	3	:	1																						
1歳児	5	:	1																						
2歳児	6	:	1																						
3歳児	20	:	1																						
4・5歳児	30	:	1																						

幼保連携型認定こども園

最低基準（認可基準）	配置基準（確認基準）																													
<p>《年齢別配置基準》</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>子ども</td> <td>:</td> <td>保育士</td> <td></td> </tr> <tr> <td>0歳児</td> <td>3</td> <td>:</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1歳児</td> <td>5</td> <td>:</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2歳児</td> <td>6</td> <td>:</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>20</td> <td>:</td> <td>1</td> <td rowspan="2">} (A)</td> </tr> <tr> <td>4・5歳児</td> <td>30</td> <td>:</td> <td>1</td> </tr> </table> <p>(B) 3～5歳児の学級数</p> <p>※ (A) < (B) の場合、(B) で計算</p> <p>※ 3歳児配置改善加算の認定を受けている場合は、3歳児の配置基準は<u>15 : 1</u>になる。</p> <p>※ 最低<u>2人以上</u>の配置が必要。</p>		子ども	:	保育士		0歳児	3	:	1		1歳児	5	:	1		2歳児	6	:	1		3歳児	20	:	1	} (A)	4・5歳児	30	:	1	<p>年齢別配置基準に加えて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2・3号の利用定員90人以下の施設については1人加配 ・ 主幹保育教諭を専任化させるための代替職員を2人加配 ・ 保育標準時間認定を受ける子どもを受け入れる施設については1人加配 <p>※ 各種加算の認定を受けている場合は、上記に加え、その要件に合わせて配置が必要。</p>
	子ども	:	保育士																											
0歳児	3	:	1																											
1歳児	5	:	1																											
2歳児	6	:	1																											
3歳児	20	:	1	} (A)																										
4・5歳児	30	:	1																											

小規模保育事業A型・事業所内保育事業 (利用定員が19人以下)

最低基準（認可基準）	配置基準（確認基準）																
<p data-bbox="180 604 652 654">《年齢別配置基準》</p> <table data-bbox="236 729 975 972"><tr><td></td><td>子ども</td><td>:</td><td>保育士</td></tr><tr><td>0歳児</td><td>3</td><td>:</td><td>1</td></tr><tr><td>1歳児</td><td>5</td><td>:</td><td>1</td></tr><tr><td>2歳児</td><td>6</td><td>:</td><td>1</td></tr></table> <p data-bbox="231 1048 733 1100">※上記に<u>1</u>人加える。</p>		子ども	:	保育士	0歳児	3	:	1	1歳児	5	:	1	2歳児	6	:	1	<p data-bbox="1080 604 1684 654">年齢別配置基準に加えて、</p> <ul data-bbox="1098 748 2142 948" style="list-style-type: none">・ 保育標準時間認定を受ける子どもを受け入れる施設については1人加配・ 上記の定数に加えて非常勤保育士1人配置 <p data-bbox="1080 1033 2142 1148">※各種加算の認定を受けている場合は、上記に加え、その要件に合わせて配置が必要。</p>
	子ども	:	保育士														
0歳児	3	:	1														
1歳児	5	:	1														
2歳児	6	:	1														

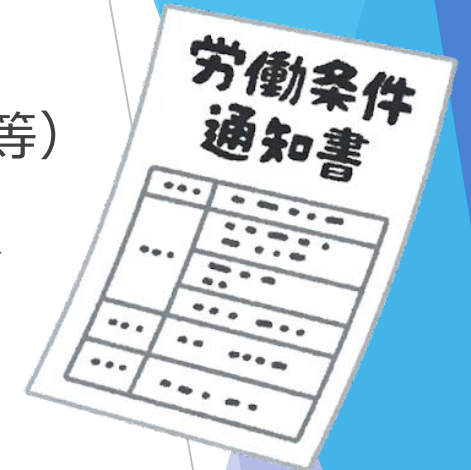
幼稚園型認定こども園・施設型給付幼稚園

※配置基準（確認基準）のみ

幼稚園型認定こども園	施設型給付幼稚園																																				
<p>(i) と (ii) を合計した数</p> <p>(i) 年齢別配置基準</p> <table><thead><tr><th></th><th>子ども</th><th>:</th><th>保育士</th></tr></thead><tbody><tr><td>0歳児</td><td>3</td><td>:</td><td>1</td></tr><tr><td>1歳児</td><td>5</td><td>:</td><td>1</td></tr><tr><td>2歳児</td><td>6</td><td>:</td><td>1</td></tr><tr><td>3歳児</td><td>20</td><td>:</td><td>1</td></tr><tr><td>4・5歳児</td><td>30</td><td>:</td><td>1</td></tr></tbody></table> <p>※3歳児配置改善加算の認定を受けている場合は、 3歳児の配置基準は<u>15:1</u>になる。</p> <p>(ii) その他</p> <ul style="list-style-type: none">・2・3号の利用定員90人以下の施設については1人加配・主幹保育教諭を専任化させるための代替職員を2人加配・保育標準時間認定を受ける子どもを受け入れる施設については1人加配 <p>※各種加算の認定を受けている場合は、上記に加え、その要件に合わせて配置が必要。</p>		子ども	:	保育士	0歳児	3	:	1	1歳児	5	:	1	2歳児	6	:	1	3歳児	20	:	1	4・5歳児	30	:	1	<p>(i) と (ii) を合計した数</p> <p>(i) 年齢別配置基準</p> <table><thead><tr><th></th><th>子ども</th><th>:</th><th>保育士</th></tr></thead><tbody><tr><td>3歳児</td><td>20</td><td>:</td><td>1</td></tr><tr><td>4・5歳児</td><td>30</td><td>:</td><td>1</td></tr></tbody></table> <p>※3歳児配置改善加算の認定を受けている場合は、 3歳児の配置基準は<u>15:1</u>になる。</p> <p>(ii) 学級編制調整加配</p> <ul style="list-style-type: none">・1号認定の利用定員が36人以上300人以下の施設に1人 <p>※各種加算の認定を受けている場合は、上記に加え、その要件に合わせて配置が必要。</p>		子ども	:	保育士	3歳児	20	:	1	4・5歳児	30	:	1
	子ども	:	保育士																																		
0歳児	3	:	1																																		
1歳児	5	:	1																																		
2歳児	6	:	1																																		
3歳児	20	:	1																																		
4・5歳児	30	:	1																																		
	子ども	:	保育士																																		
3歳児	20	:	1																																		
4・5歳児	30	:	1																																		

②各種規程

- ・就業規則に必ず記載しなければならない事項
 - ①労働時間に関する事項（始業・終業時刻、休憩、休日、休暇 等）
 - ②賃金の決定・計算・支払いの方法、賃金の締切・支払いの時期、昇給に関する事項
 - ③退職に関する事項（解雇の事由を含む）
- ・育児・介護休業に関する制度（育児・介護休業、子の看護休暇、介護休暇、育児・介護のための所定外労働、時間外労働及び深夜業の制限、育児・介護のための所定外労働時間の短縮措置等）は各施設の就業規則に記載が必要です。
（別途規則を作成しても可。）
- ・就業規則等は法改正や施設の実態に則して規定してください。
- ・各種規程は職員に周知してください。



③職員会議・研修の実施

職員会議による職員間の情報共有を行うため、開催年月日、参加者、議題、発言趣旨などを記載した会議録を作成してください。

また、下記の研修については、WEBなどを積極的に活用しながら、実施し、記録を行ってください。

- ・ 人権研修
- ・ 虐待の防止のための研修
- ・ 衛生管理（感染症対策等）研修
- ・ 救命講習を含む事故対応研修
- ・ 事故防止、予防のための研修 など



④非常災害時の計画及び訓練について

児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制強化・徹底について（雇児総発0909第2号 平成28年9月9日）の通知に基づき、児童等の安全確保のためにあらゆる災害に備えた非常災害対策計画を策定してください。

※児童福祉施設は作成義務があります。

《非常災害対策計画 記載項目》

- 1) 児童福祉施設等の立地条件（地形等）
- 2) 災害に関する情報の入手方法
（「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等）
- 3) 災害時の連絡先及び通信手段の確認（自治体、家族、職員等）
- 4) 避難を開始する時期、判断基準（「避難準備情報発令」時等）
- 5) 避難場所（市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース等）
- 6) 避難経路（避難場所までのルート（複数）、所要時間等）
- 7) 避難方法（利用児童の年齢や発達に応じた避難方法等）
- 8) 災害時の人員体制、指揮系統（災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等）
- 9) 関係機関との連携体制



④非常災害時の計画及び訓練について

避難確保計画の項目とチェック項目 **(該当施設のみ)**

(ア)防災体制、情報の収集・伝達

施設の所在する地域における、浸水するおそれのある河川の情報、土砂災害に関する情報や避難情報を収集・伝達する体制が定められているか

避難準備・高齢者等避難開始の発令の段階で要配慮者の避難誘導を行う体制となっているか

避難準備・高齢者等避難開始等の発令が無い場合でも避難の判断ができるよう、

複数の判断材料が設定されているか

(イ)避難誘導

避難先は避難の実効性が確保された場所に設定されているか

避難誘導がリスク情報を踏まえた実現可能なルートに設定されているか

必要に応じ、地域の協力が得られる体制が準備されているか

(ウ)施設整備

洪水予報、土砂災害に関する情報等や避難情報を入手するための設備が記載されているか

屋内安全確保を行う場合に備え、施設内での滞在に必要な物資が確保されているか

(エ)教育・訓練

適切な時期に必要な教育・訓練の実施が設定されているか

(オ)自衛水防組織（設置した場合のみ）

自衛水防組織が設置されている場合、その業務内容が規定され、計画に記載されているか



④非常災害時の計画及び訓練について

- ・避難及び消火訓練は、施設類型に合わせた回数を実施してください。
- ・避難訓練と消火訓練を同時に行っていない場合は、別途消火訓練を実施し、記録を行ってください。
- ・訓練の記録は、実施した内容をすべて記録してください。



施設類型	実施回数
保育所	月1回以上
幼保連携型認定こども園	月1回以上
小規模保育事業	月1回以上
事業所内保育事業	月1回以上
施設型給付幼稚園	年2回以上
幼稚園型認定こども園	年2回以上

⑤児童の事故防止・安全確保

- ・ 保育室等での使用する玩具、掲示物のマグネット等は、口に入っても誤嚥しない大きさであることを確認し、危険なものは使用を中止するなどの措置を講じてください。
- ・ 棚やロッカーの上部に物品を置いていないか、倉庫等に子どもが入り込まないように施錠してるか、また避難経路が物品等により、塞がれていないか、定期的に点検してください。
- ・ 園庭など大型遊具は、日々の自主点検と併せて業者による点検を実施してください。



⑤ 児童の事故防止・安全確保

- ・ 夏季の水遊び、プール活動を実施する場合は、監視体制に空白を生じないように監視者を配置してください。
- ・ 乳幼児突然死症候群（SIDS）の防止として、子どもの睡眠時の状態（呼吸、顔色、体位等）の観察、記録するようにしてください。
- ・ 重大事故が発生した場合、速やかに豊中市へ連絡し、事故報告書を提出する義務があります。
(重大事故は、①死亡事故 ②治療に30日以上要する負傷・疾病を伴う重篤な事故です。)



⑥感染症対策

- ・感染症が発生が疑われる場合又は発生した場合は速やかに豊中市こども事業課まで報告してください。

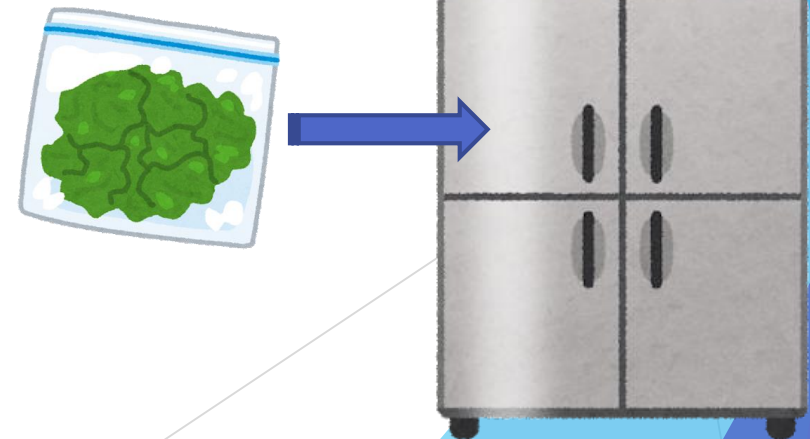
同一の感染症 または食中毒 などによる症状	1週間に7名以上または 全在籍者の30%以上発生	電話にて報告
	ア. 死亡または重篤患者が1週間に 2名以上発生	メールにて提出 【提出書類】 ・有症状者経過表 ・感染症及び食中毒の 発生（疑い含む） について（様式1）
	イ. 1週間に10名以上または全在籍者の 半数以上が発生	
	ウ. ア、イに該当しない場合で通常の 発生動向を上回る感染症等の発生が 疑われ、特に施設長が報告を必要と 認めた場合	

⑦給与栄養目標量（食事摂取基準）

- ・日本人の食事摂取基準（2020年版）に基づいて、給与栄養目標量（食事摂取基準）を設定してください。
- ・施設の対象児童の年齢区分に応じて、提供する昼食、おやつを考慮して作成してください。
- ・児童の身長、体重、性別の比率は年度によって異なることから、毎年在籍する児童に合わせて作成をしてください。

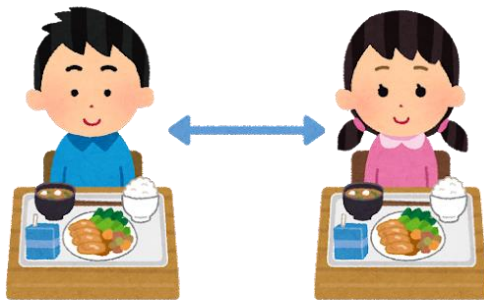
⑧衛生管理

- ・ 提供する給食の原材料、喫食する給食は50グラム以上、2週間以上、
-20℃以下で保存してください。
- ・ 加熱調理食品の中心温度を計測し、揚物、焼物、蒸し物、炒め物は3点以上、
煮物は1点以上記録を行ってください。



⑧衛生管理

- ・調理終了後、速やかに給食が提供できるよう工夫してください。
- ・調理後、給食を提供するまで30分以上要する場合、適切な温度管理、提供時刻の記録を行ってください。
- ・施設外から搬入された給食についても、適切な温度管理（10℃以下又は65℃以上）及び提供時刻などの記録を行ってください。



保育所における委託費弾力運用のための要件

【要件1】	次の①～⑦を全て満たすこと ① 最低基準の遵守 ② 職員配置の遵守 ③ 適切な人件費の確保 ④ 必要な栄養量の確保 ⑤ 適切な児童の処遇 ⑥ 役職員の質の向上 ⑦ 設置者の適正な運営
【要件2】	【要件1】に加え、次の①～⑧のいずれかの事業を実施していること ① 延長保育事業及びこれと同様の事業と認められるもの ② 一時預かり事業 ③ 乳児を3人以上受け入れている等低年齢児童の積極的な受入れ ④ 地域子育て支援拠点事業又はこれと同様の事業と認められるもの ⑤ 集団保育が可能で日々通所でき、かつ、特別児童扶養手当の支給対象の障がい児の受け入れ ⑥ 家庭支援推進保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの ⑦ 休日保育加算の対象事業 ⑧ 病児保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの
【要件3】	【要件1】【要件2】に加え、次の全てを満たすこと ① 社会福祉法人会計基準（学校法人においては学校法人会計基準）に基づいて経理処理を行っており、資金収支計算書、事業区分資金収支内訳表、拠点区分資金収支計算書、拠点区分資金収支明細書及び貸借対照表等の財務諸表を保育所に備付け、閲覧に供すること。 ② 毎年度、次のアまたはイが実施されていること ア 第三者評価加算の認定を受け、サービスの質の向上に努めること。 イ 入所者等に対して苦情解決の仕組みが周知されており、第三者委員を設置して適切な対応を行っているとともに、入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果について、定期的な公表を行うなど、利用者の保護に努めること。 ③ 処遇改善加算の賃金改善要件（キャリアパス要件を含む。）のいずれも満たしていること。

事例		項 目	367号 通知内容	弾力運用の 要件	手続き
当期の運営をするにあたり、当期中の別の積み立てから補てんする必要が生じた場合	1	人件費積立資産、修繕積立資産、備品等購入積立資産をそれぞれの積立目的以外に使用する場合	1 (3)	要件 1	事前協議・事前承認 年度を超えて判明した場合は報告
	2	保育所施設・設備整備積立資産を同一の設置者が設置する他の保育所等の施設・設備に充てようとする場合	1 (4)	要件 2	事前協議・事前承認 年度を超えて判明した場合は報告
	3	人件費積立資産及び保育所施設・設備整備積立資産（土地取得を含む）をそれぞれの積立目的以外に使用する場合	1 (6)	要件 3	事前協議・事前承認 又は理事会承認 年度を超えて判明した場合は報告
	4	当該会計年度における処遇改善等加算の基礎分相当額を限度として、平成27年9月3日付府子本第254号通知別表2の経費に充当した場合	1 (4)	要件 2	限度額を超える場合は 年度終了後3か月以内に 報告
	5	当該会計年度における処遇改善等加算の基礎分相当額を限度として、平成27年9月3日付府子本第254号通知別表3及び別表4の経費に充当した場合	1 (5)	要件 3	限度額を超える場合は 年度終了後3か月以内に 報告
	6	当該会計年度における委託費の3か月分（当該年度4月から3月までの12か月分の委託費額の1/4の額）を限度として、平成27年9月3日付府子本第254号通知別表3及び別表5の経費に充当した場合	1 (5)	要件 3	限度額を超える場合は 年度終了後3か月以内に 報告

事例		項目	367号 通知内容	弾力運用の要件	手続き
当期の運営をするにあたり前期の残高から取り崩して補てんする必要が生じた場合	7	前期末支払資金残高を取り崩して使用する額が、取崩しを必要とする施設に係る拠点区分の事業活動収入計（予算額）の3%を超える場合（自然災害その他止むを得ない事由によりその取崩しを必要とする場合を除く。）	3（1）	—	事前協議・事前承認 年度を超えて判明した場合は報告
	8	保育所に係る拠点区分の前期末支払資金残高を当該保育所を設置する法人本部の運営に要する経費等に充当する場合	3（2）	要件3	事前協議・事前承認 又は理事会承認 年度を超えて判明した場合は報告
決算を迎えた時に一定額の積み立てが生じた場合	9	運営費に係る当該会計年度の各種積立預金への積立支出（人件費、修繕費、備品等購入、保育所施設・設備整備）及び当期資金収支差額の合計額が当該施設に係る経理区分の経常収入計（決算額）の5%相当額を上回る場合	5（2） ④	—	年度終了後3か月以内に報告

⑨委託費の弾力運用

保育所のみ対象です。

- ・ 現年度の支出超過分を前年度の収支残高累計額（前期末支払資金残高）が当該年度に収入予算額の3%を超えて取崩して運営費に充てる又は法人本部や本社運営に補填する場合は、豊中市と事前協議が必要です。
- ・ 年度終了後、積立預金支出及び当該単年度の収支残高との合計額が、収入決算額の5%以下であることを確認し、超えた場合は手続きが必要です。
- ・ 当期末の累計支払資金残高が、当該年度の委託費収入額の30%以下の保有となっているか確認してください。
- ・ 委託費の弾力運用を適用する場合は、こども事業課にご確認ください。

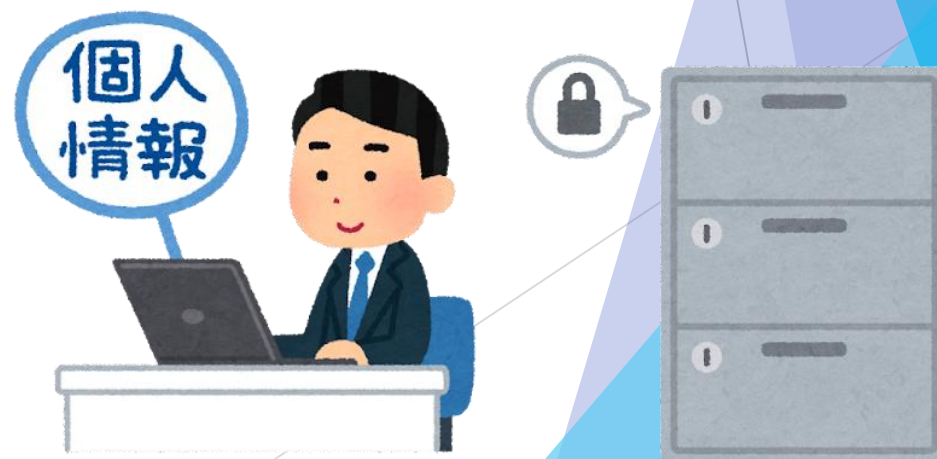
⑩運営規程と重要事項説明書

- ・ 園則、運営規程は、施設類型に合わせて作成し、記載項目に漏れがないか点検してください。
- ・ 重要事項説明書は、運営規程の概要と記載する項目を確認し、内容が実態と整合性がとれているかを点検してください。
- ・ 重要事項説明書の内容は保護者に説明し、書面にて同意を確認してください。
- ・ 運営規程と重要事項説明書は、掲示又は施設内で閲覧できるように工夫してください。



⑪秘密保持・個人情報の管理

- ・施設に在籍する児童が退園した後に、転園先から児童の情報を求められることがあるため、転園先に児童の情報を転送することを事前に保護者に同意を得ておいてください。
- ・施設の児童や保護者に関する個人情報を職員や関係者が漏らすことがないように保管場所や方法を工夫し、施設内で必要な措置を講じてください。



⑫記録の整備

- ・以下の書類については5年間保存してください。（電子媒体の保存も可です。）
 - 1) 職員、設備及び会計に関する諸記録
 - 2) 特定教育・保育の提供の記録
 - 3) 特定教育・保育の提供にかかる方針・計画
 - 4) 利用者に関する不正受給等の市への通知に関する記録
 - 5) 苦情等解決に関する記録
 - 6) 事故発生時における状況及び対応にかかる記録



4. その他

今年度の指導監査における事前提出書類について

- ・職員配置ローテーション表（市の作成する様式）
⇒指導監査実施日の2か月前の児童の出席状況と
職員の勤務状況を確認します。

おわりに

最後までご覧いただきありがとうございました。

この動画を案内するメールにアンケートを一緒に送付しています。

今回の集団指導に関するアンケートにご協力いただきますよう、お願いします。

